

1 処分年月日	平成21年3月27日
2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項	
(1) 商号又は名称	日本ハウズイング株式会社
(2) 主たる事務所の所在	東京都新宿区新宿1-31-12
(3) 代表者氏名	代表取締役社長 小佐野 台
(4) 登録番号	国土交通大臣(2)第030805号
3 処分内容	
○指示処分	
<p>(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役員及びマンション管理業の従事者全てに速やかに周知徹底すること。</p> <p>② 法の規定の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、社員に対し継続的にこれを実施すること。</p> <p>③ 日常の業務運営に関しての調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。</p> <p>④ 管理員業務・フロント業務・会計業務従事者について、今回の事案を踏まえた業務従事状況の調査・点検を実施するとともに、再発防止にむけた取り組みとして再発防止策の策定、社内教育等を継続的に実施すること。</p> <p>(2) 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を1月以内に文書を持って報告するとともに、その後1年間半年毎に当該措置の実施状況を報告すること。</p>	
4 処分理由	
<p>被処分者が管理組合との間で管理委託契約を締結し、マンションの管理に関する事務を行う中で、被処分者の社員が、架空の修繕工事を発注したことにして、管理組合の財産を不正に着服したことにより、管理組合に損害を与えたため。</p>	

【業務改善措置】

有	無